第５号書式（用途指定譲与用）

|  |
| --- |
| 県有財産譲与契約書 |

　譲与人高知県（以下「甲」という。）と譲受人○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により高知県有財産の譲与契約を締結する。

　（信義誠実等の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

２　甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

　（譲与契約）

第２条　甲は、高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第４条の規定に基づき、次条に掲げる物件を乙に譲与するものとする。

　（譲与物件）

第３条　譲与物件は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | 区分 | 数量 | 摘要 |
| 物品 | 一 | 式 | 内訳：別紙のとおり |

　（所有権の移転）

第４条　譲与物件の所有権は、この契約締結と同時に甲から乙に移転する。

　（譲与物件の引渡し）

第５条　甲は、○年○月○日に譲与物件をその所在する場所において乙に引き渡し、乙は当該物件の受領証を甲に提出するものとする。

２　乙は、譲与物件の引受けについては、甲の指示に従わなければならない。

　（担保責任）

第６条　甲は、譲与物件を現状有姿で譲与するものとし、乙は、この契約締結後譲与物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない事実のあることを発見しても甲に対して損害の賠償を請求できないものとする。

　（用途指定）

第７条　乙は、直接譲与物件を「・・・・・・・・・・・・・・・・・」の用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

　（指定用途に供すべき始期）

第８条　乙は、譲与物件を○年○月○日までに指定用途に供しなければならない。

　（指定用途に供すべき期間）

第９条　乙は、譲与物件を前条に定める期日（次条の規定により前条の指定する期日を延期したときは、その期日）から○年○月○日まで引き続き指定用途に供しなければならない。

２　前項に定める期間中に不可抗力その他真にやむを得ない事由により一定期間譲与物件を指定用途に供することができなくなった場合には、当該一定期間だけ前項に定める期間を延長するものとする。

　（指定期日の変更の承認等）

第10条　乙は、不可抗力その他真にやむを得ない事由により、第８条に定める指定期日の変更又は前条に定める期間の変更を必要とするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって、甲の承認を求めなければならない。

２　前項の規定による乙の申請に対する甲の承認は、書面によるものとする。

　（指定用途の変更の承認等）

第11条　乙は、不可抗力による譲与物件の滅失又はき損その他真にやむを得ない事由により、第７条に定める指定用途の変更又は解除を必要とするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって、甲の承認を求めなければならない。

２　前項の規定による乙の申請があった場合において、当該申請を承認することが不適当であると認めて甲が譲与物件の返還を請求したときは、乙は当該物件を原状に回復して甲の指定する期日までに指定する場所において、甲に返還しなければならない。ただし、甲が認めるときは、現状において返還することを妨げない。

３　甲は、第１項の規定による乙の申請を承認しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める金額を乙に請求することができるものとする。

　(１)　指定用途を変更する場合は、譲与物件を変更後の用途に供するものとして処分する場合の価額（指定用途の変更時の価額とする。）の範囲内の金額

　(２)　指定用途を解除する場合は、譲与物件を用途を指定しないで処分する場合の価額（指定用途の解除時の価額とする。）の範囲内の金額

４　第１項の規定による乙の申請に対する甲の承認は、書面によるものとする。

　（譲与物件の譲渡の禁止等）

第12条　乙は、譲与物件を取得した日から第９条に定める期間満了の日までの間において、その所有権を第三者に移転し、又はその物件を第三者に貸し付けてはならない。

２　乙は譲与物件を担保に供したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

　（暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

第13条　乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。第15条の２において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

　（実地調査等）

第14条　甲は、第９条に定める期間が満了する時まで、譲与物件について随時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

　（契約の解除）

第15条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

　（暴力団排除措置による解除）

第15条の２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

　(１)　暴力団（高知県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

　(２)　役員等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

ア　法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者

イ　法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ　個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））

　(３)　役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

　(４)　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

　(５)　役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

　(６)　役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

　(７)　役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

　(８)　役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

　(９)　前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　(10)　第13条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったと認められるとき。

　（違約金）

第16条　乙は、第８条、第９条、第11条第１項、第12条第１項若しくは第14条に定める義務に違反した場合又は前条の規定により契約を解除された場合において、その違反が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、その該当するに至った事由が、乙の責めに帰することのできないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

　(１)　第12条第１項に定める義務に違反して譲与物件の所有権を第三者に移転したため、甲がこの契約を解除する場合には、金　　　円と、当該物件の転売等の価額が当該物件の契約解除時の時価に相当する金額を超えるときは、その差額との合計額

　(２)　第11条第１項に定める義務に違反して甲の承認を得ないで譲与物件を指定用途以外の用途に供したもので甲が特に悪質と認める場合若しくは第12条第１項に定める義務に違反して当該物件を第三者に貸し付けた場合又は前条の規定により契約を解除された場合には、金　　　円

　(３)　第８条、第９条及び第14条に定める義務に違反した場合並びに第11条第１項に定める義務に違反したもののうち前号以外の場合には、金　　　円

２　前項の違約金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

　（乙の原状回復義務等）

第17条　乙は、甲が第15条又は第15条の２の規定によりこの契約を解除したときは、第１号から第３号までに定める義務を履行しなければならない。

　(１)　譲与物件を原状に回復して甲の指定する期日までに指定する場所において甲に返還し、かつ、当該物件の所有権移転の日から当該物件を返還する日までの期間について、当該物件の使用料相当額として契約締結時の時価に、年10パーセントを乗じて得た金額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を甲に支払うこと。

　(２)　契約解除前に譲与物件の一部が滅失若しくはき損した場合又は乙がその一部を転売した場合等において甲が承認するときは、当該物件を現状において甲の指定する期日までに指定する場所において甲に返還し、かつ、滅失き損又は転売等による当該物件の減損額に相当する金額（契約解除時における時価による。）と当該物件の使用料相当額として前号を準用して算定した金額との合計額を甲に支払うこと。

　(３)　譲与物件を甲に返還することができないと認められるときは、当該物件の契約解除時の時価に相当する金額と当該物件の所有権移転の日から当該金額を返還する日までの期間について、当該物件の使用料相当額として第１号を準用して算定した金額との合計額を甲に支払うこと。

　(４)　甲は、前２号の場合において、譲与物件の全部又は一部の返還が受けられない事由が不可抗力による滅失又はき損に基くものであると認めるときは、当該滅失き損時以後の当該滅失き損部分に対する使用料相当額を免除することができる。

２　乙は、前項第１号及び第２号の規定により譲与物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

　（損害賠償）

第18条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

　（有益費等の請求権の放棄）

第19条　乙は、第15条若しくは第15条の２の規定によりこの契約を解除された場合又は第11条の規定により譲与物件を甲に返還する場合において、当該物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

　（特則）

第20条　乙が、第７条から第９条まで、第12条第１項及び第14条に定める義務に違反したため、甲がこの契約を解除すべき場合において、甲が第15条の規定により契約を解除することが適当でないと認めるときは、乙は、金110,383円と、譲与物件の契約締結時の時価に相当する金額、違反時の時価に相当する金額、本条の特別違約金を徴することと決定した時の時価に相当する金額又は転売等の価額のうち、もっとも高い金額との合計額を特別違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、乙が特別違約金を納付したときは、第７条から第９条及び第12条に定める用途指定等の特約は解除する。

２　前項の場合において、乙がすでに第16条の違約金を支払ったときは、その違約金の額を前項の特別違約金の額から控除するものとする。

　（契約の費用）

第21条　この契約に要する費用は乙の負担とする。

　（疑義の決定）

第22条　この契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

　（裁判管轄）

第23条　この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　上記契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　譲与人　　高知県

　　　　　　　　　　　　　　　　契約担当者　職　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　譲受人　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　別紙

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 数量 | 評価額（時価） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合計 |  |